

山吹ほたるパーク管理運営要領

1 所在地

高森町山吹 4540 番地

2 対象施設

- ・ 人工芝グラウンド
- ・ 屋内運動場
- ・ 多目的広場
- ・ 交流広場（アップスペース）
- ・ 倉庫
- ・ 駐車場
- ・ その他附帯施設

3 休館日及び供用時間

(1) 休館日

月曜日（祝日は除く）

年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）

(2) 供用時間

【条例上定める供用時間】

平日：午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

休日：午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

【令和 7 年度の供用時間】

平日：午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

休日：午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

※収支予算書の積算は現行（令和 7 年度）の供用時間をもとに算出・記載してください。

※指定管理者は午前 8 時 30 分に施設入口を開錠する。

4 受付方法

＜人工芝グラウンド＞（サッカー（フルコート 1 面（少年用 2 面）））有料施設

＜屋内運動場＞（フットサル、バスケットボール、テニス、軽スポーツ等）有料施設

＜多目的広場＞ 有料施設

＜屋内運動場 会議室＞ 有料施設

(1) 高森町公共施設予約システム（以下「システム」という。）での予約に必要な利用団体登録申請の受付を行う。

(2) 受付は利用者がシステム上で行う。

- (3) 利用日当日に受付事務室にて受付票を記入して、予約内容との照合を行う。
 - (4) 当日利用については、利用者が施設に来場し空きがある場合、利用料金を徴収し利用を許可する。
 - (5) 電話による予約受付は一切行わない。ただし、施設利用（予約）状況等の問合せについては対応する。
 - (6) 受付事務室にて予約を確認後、券売機でチケットを購入してもらい利用を許可する。
- ※町として抽選予約制度を設けることを検討している。その際は、指定管理者とともに制度設計・運用まで協議・対応するものとする。

<附帯設備>（照明設備、冷暖房設備、コンセント使用）有料

<有料施設以外のパーク内一部使用> 有料

- (1) 利用日当日に受付票にて使用の有無を記載する。
- (2) 受付事務室にて予約を確認後、基本使用料と併せて券売機でチケットを購入してもらい利用を許可する。

<交流広場>（アップスペース）無料

<屋内運動場 シャワー> 無料

- (1) 事前予約制でない。
- (2) 受付事務室にて受付票を記入し、内容を確認する。
- (3) 利用を許可したのち、交流広場は施設職員が交流広場へ案内する。シャワー使用については注意事項等を確認の上シャワー室へ案内する。

5 利用料金

■基本使用料

使用区分			単位	金額（円）	営利活動を伴う場合 の金額（円）
人工芝グラウンド					
人工芝グラウンド	1 面	町内	1 時間当たり	2,000	10,000
		町外	1 時間当たり	4,000	20,000
	半面	町内	1 時間当たり	1,000	5,000
		町外	1 時間当たり	2,000	10,000
屋内運動場					
アリーナ （照明設備込）	1 面	町内	1 時間当たり	1,500	7,500
		町外	1 時間当たり	3,000	15,000
会議室	1 室	町内	1 時間当たり	200	1,000

(照明設備込)		町外	1 時間当たり	400	2,000
屋外多目的広場					
屋外多目的広場 (照明設備込)	1 面	町内	午前（開館から 13 時まで）	300	1,500
			午後（13 時から 17 時まで）	300	1,500
			夜間（17 時から閉館まで）	500	2,500
		町外	午前（開館から 13 時まで）	600	3,000
			午後（13 時から 17 時まで）	600	3,000
			夜間（17 時から閉館まで）	800	4,000
有料施設以外のほたるパーク一部使用					
ほたるパーク内	1 m ²	町内	1 日当たり	10	50
		町外	1 日当たり	20	100

■ 附帯設備等

使用区分		単位	金額 (円)	営利活動を伴う場合 の金額 (円)
照明設備 (人工芝グラウンド)	1 面	1 時間当たり	2,000	2,000
	半面	1 時間当たり	1,000	1,000
冷暖房 設 備	アリーナ ジェットヒーター	1 面	1 時間当たり	1,000
	会議室 冷暖房	1 室	1 時間当たり	300
放 送 設 備	人工芝グラウンド	一式	1 時間当たり	200
	アリーナ	一式	1 時間当たり	200
電源コンセント (持込み器具使用の場合)		1 口	1 日当たり	— 200

6 利用上の規制事項

- (1) 施設・備品等をき損しないこと。
- (2) 備品を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 私用物を各施設内に指定管理者の許可なく保管しないこと。
- (4) 火気の使用は事前に施設に相談すること。
- (5) 指定場所以外での飲食は行わないこと。
- (6) 施設内を汚さないこと。
- (7) 使用後は、必ず整理・清掃をして帰ること。
- (8) ゴミは利用者が持ち帰ること。

- (9) 使用器具は元の場所に戻すこと。また、破損あるいは破損の恐れのある場合は、管理事務所に申し出ること。
- (10) 盗難事故等には各自十分注意すること。なお、施設内での盗難の責任は一切負わないものとする。
- (11) 施設内での事故については応急処置をするが、その後の責任は負わないものとする。
- (12) 高校生以下の方のみでの入場は禁止とする。受付時には18歳以上（高校生不可）の責任ある方が引率して来館いただき、使用時間中も必ず帯同するものとする。
- (13) 酒気を帯びた人、伝染性疾患の人等、他人に迷惑のかかる人は入場禁止とする。
- (14) 指定区域以外での動物の引き連れ（盲導犬、聴導犬を除く）は禁止とする。
- (15) 遺失物については、現金・貴重品は速やかに所轄警察署に取得の届けを行い、そのほかの遺失物については1ヵ月間管理事務所に保管後、届出がない場合は所有権放棄とみなし廃棄処分する。
- (16) 施設により入場者多数の場合は、入場を制限する。
- (17) 新型コロナウイルス等感染症の感染予防を徹底すること。

7 管理運営業務内容

(1) 受付業務

入場者の整理、利用券の受け取り、入場規制及び呼び出し、券売機管理、予約受付等受付、器具貸出簿の作成及び整理など。

(2) 視察対応業務

視察者の予約受付、会場案内・説明など。（高森町と要相談）

(3) 管理業務

施設内整備及び作業用機械類の適正管理など。（芝管理、草取り、低木枝うち、器具日常点検、除雪含む）

(4) 監視業務

事故防止、救助及び応急処置など。

(5) 報告業務

管理日誌、利用状況表、利用料集計簿への記載及び報告など。

(6) 清掃業務

施設内を常に清潔な状態に保つこと。

① 日常清掃

- ・ 屋内運動場フロア、トイレの清掃は営業日に毎日行ってください。

② 定期清掃

- ・ 屋内運動場外壁、屋内運動場の窓、アリーナ床、人工芝グラウンド応援席等の清掃は年2回の定期清掃を行ってください。
- ・ 清掃業務について、指定管理者の判断で委託することができます。

③ 南側駐車場トイレ棟の清掃

- ・南側駐車場トイレ及びトイレ棟内の清掃は定期的に行ってください。
- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に沿って、本業務は親愛の里紙ふうせん（高森町山吹 4464-1）への業務委託を指定します。

④施設周辺の草刈業務

- ・南側倉庫周辺、西側道路・水路については、使用者・通行者の支障とならないように、特に5月から10月の間は定期的に草刈を行ってください。
- ・7月中旬（今年度は13日）には上平河原耕作者組合による井ざらい作業が実施されます。作業日までに特に水路回りの草刈業務を確実に行ってください。
- ・施設周辺の草刈業務について、現状飯田広域シルバー人材センターに業務を委託しています。

⑤人工芝グラウンド人工芝の定期メンテナンス

- ・人工芝の定期メンテナンス（機械によるブラッシング等）は指定管理期間中に1回実施してください。

(7) 庶務業務

勤務割り、出勤簿整理、利用料金払込み等庶務一般。

その他施設ごとの業務内容については別記特記事項による。

(8) その他業務

新型コロナウイルス等感染症の予防及び対応に関すること。

その他施設ごとの業務内容については別紙指示事項による。

8 緊急時の対応

- (1) 火災発生の際は、防火管理者が定めた消防計画により対応すること。
- (2) 施設利用者が受傷した場合は、速やかに高森町に報告すること。
その際、受傷の状況、住所、氏名、連絡先、学校名等の把握に努めること。
- (3) 風水害により施設被害を受けた場合は、速やかに高森町に被害状況を報告すること。
- (4) 災害時において、高森町山吹ほたるパークは住民のための施設であり、住民の安全確保のために緊急的に避難所として使用することも想定されるため、施設を臨時休館とする場合がある。また、閉館時間中に災害等が発生した際に、緊急に開錠を依頼する場合がある。
- (5) 施設内における犯罪行為については、被害があった場合速やかに所轄警察署へ通報するものとする。

9 駐車場管理について

駐車場で発生した事故、盗難については一切責任を負わない。

事故防止のため一般駐車場を優先して使用することとし、パーク内通路の駐車は原則行わないこと。

<駐車場概要>

駐車場	開場時間	収容台数
-----	------	------

駐車場 1（北側）	施設供用時間と同じ	約 80 台
駐車場 2（南側）	常時開場（公衆トイレ棟あり）	約 20 台

10 利用料金の割引（減免）について

指定管理者は、利用者が下表に該当する場合、高森町の承認を経た上で、指定管理者が管理する高森町山吹ほたるパークの管理等に関する条例第 21 条及び同条例施行規則第 5 条により利用料金を引き、又は無料とすることができる。

■使用料の減免規定

区分	減免内容
(1) 町、指定管理者、自治組織、支分館、育成会及び、町内学校等が主催する事業に使用する場合	全額免除
(2) 営利活動を除き、高森中学校部活動、町で運営補助金を交付している青少年スポーツ・文化団体、町内学校等のクラス会及び PTA、高齢者町内団体及び、障がい者町内団体で使用する場合	基本使用料免除
(3) 営利活動を除き、町体育協会、高校生以下の団体が使用する場合	基本使用料 100 分の 50 減額
(4) その他町長が特別の理由があると認めた場合	町長が必要と認めた額

11 利用料金の返還

指定管理者が管理する高森町山吹ほたるパークの管理等に関する条例第 22 条及び同条例施行規則第 6 条による。

なお、地震等天災により利用を禁止する場合など、特別な事情がある場合は高森町と協議するものとする。

12 キャンセル料

指定管理者が管理する高森町山吹ほたるパークの管理等に関する条例第 23 条による。

ただし、災害、その他の不可抗力により利用できない場合又は公益上の理由により利用の許可を取り消した場合は、キャンセル料を徴収しない。

13 その他

この管理要領に定めのない事項等が発生した場合については、高森町と協議すること。

I 人工芝グラウンド 特記事項

1 利用料金について

- ・利用料金は、当日までに徴収するものとする。
- ・降雨など利用者の責めによらずグラウンドの利用ができなくなった場合は、利用料金を還付する。
- ・利用開始時に雨天であったが、後に天候が回復した場合は実際の利用時間をもとに利用料金を徴収する。

2 規制事項

- ・備品設置、利用後の片付け、整備は原則利用者が行う。
- ・ゴール等の設置については、施設職員指導のもと、利用者が行うものとする。
- ・グラウンド内での喫煙を禁止する。
- ・人工芝エリア内での水以外の飲食を禁止する。(水以外の飲食は観覧席のみ)
- ・鋭利なスパイク(野球の歯型金属、陸上競技のピン型金属など)の使用を禁止する。
- ・ペグ等先の尖ったものの打ち込みを禁止する。
- ・積雪時の雪かきを禁止する。
- ・石灰のライン材の使用を禁止する。
- ・人工芝エリア内へのペット連れ込みを禁止する。
- ・防球フェンスに登るなど、危険な行為を禁止する。
- ・グラウンド内に車両、バイクでの進入を禁止する。(整備などの場合を除く)
- ・利用時間は事前準備、後片付け等の時間を含めた時間とする。
- ・規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。

3 指示事項

- ・雷、大雨、強風、積雪、避難等に関する警報が発令された場合は、その時点で施設の使用を中止する場合があります。その場合、その後の手続きにより使用料金を還付します。また使用中においては、払い戻しの対応をお願いします。
- ※30分以上経過している場合は1時間分の料金が発生します。

II 屋内運動場 特記事項

1 利用料金について

- ・利用料金は、当日までに徴収するものとする。

2 規制事項

- ・備品設置、利用後の片付け、整備は原則利用者が行う。
- ・屋内運動場内での喫煙を禁止する。
- ・運動エリア（タラフレックス床材部分）での飲食については禁止とする。なお、飲食について、公共団体又は公共的団体が実施するイベント時はこの限りではない。
- ・運動エリア（タラフレックス床材部分）への土足での進入は禁止とする。また、床材を傷つける恐れのあるような靴（ハイヒール・スパイク等）での進入も禁止とする。
- ・2階ギャラリーから身を乗りだす行為、フェンスに寄りかかる行為は禁止とする。
- ・利用時間は事前準備、後片付け等の時間を含めた時間とする。
- ・規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。

3 指示事項

- ・使用後は、次に使用される方のため、アリーナ床のモップ掛けをしていただく。

III 多目的広場 特記事項

1 利用料金について

- ・利用料金は、当日までに徴収するものとする。

2 規制事項

- ・許可のないボールの使用や花火などの火気の使用、その他危険な行為は禁止とする。
- ・利用者以外の駐車は禁止とする。
- ・規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。

IV 交流広場（アップスペース） 特記事項

1 規制事項

- ・雨天時（時に大雨の際）には交流広場（アップスペース）が貯水池の役割を果たします。大雨が降っているとき、大雨後はフェンスを施錠し、一般利用を禁止とする。
- ・規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。

2 指示事項

- ・大雨の際は必ず施錠対応及び注意案内標示等の対応をお願いします。

V 倉庫 特記事項

1 規制事項

- ・備品は必ず配置されていた場所に戻すこととします。備品使用後の乱雑な返却は禁止とする。
- ・規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。

2 指示事項

- ・備品返却後の倉庫内の確認は必ず対応をお願いします。

VI 駐車場 特記事項

1 規制事項

- ・原則、駐車場の使用時間は、予約時間内及びその前後 10 分程度を目途としてください。
- ・夜間、施設を使用の際は近隣の方へご配慮として、駐車場における大声での会話や長時間の滞在はご遠慮いただき、使用後は速やかにご帰宅ください。(最終は午後 9 時 10 分出庫厳守)
- ・駐車場内でのボールの使用、及び危険な行為は禁止です。
- ・駐車場で盗難、事故等については一切責任を負いかねますのでご注意ください。
- ・規制事項に定めのない事項等については、施設管理者と事前に協議し、許可を受けなければならない。